

指定アドバイザー規程（案）及び同規程施行規則で規定する主な内容

指定アドバイザー規程（案）	備考 （指定アドバイザー規程施行規則で規定する主な内容）
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 J-Nomadの承認</p> <p> 第1節 J-Nomadの承認基準</p> <p> 第2節 J-Nomadの承認手続</p> <p> 第3節 J-Nomadの適格性要件の継続維持義務</p> <p> 第4節 認定上級責任者</p> <p>第3章 J-Nomadの義務</p> <p> 第1節 一般的な義務</p> <p> 第2節 上場申請時の義務</p> <p> 第3節 上場後の義務</p> <p> 第4節 その他の義務</p> <p>第4章 適格性の確保</p> <p>第5章 資格喪失の申請</p> <p>第6章 定義</p>	
<p>第1章 総則</p>	
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、当取引所の指定アドバイザー（以下「J-Nomad」という。）に関して必要な事項を定める。</p> <p>2 当取引所は、プリンシプルベースの考え方にに基づき、当取引所金融商品市場を運営する。すなわち、当取引所は、この規程の運用に当たっては、それぞれの条項の趣旨に沿って、当取引所金融商品市場の透明性、公正性を確保する観点を踏まえ、適切な判断を行うものとする。</p>	

指定アドバイザー規程（案）	備考 （指定アドバイザー規程施行規則で規定する主な内容）
<p>（公正な業務の執行）</p> <p>第2条 J-Nomad は、常に当取引所の市場の評価と公正さを維持するために行動しなければならない。J-Nomad は、担当上場会社の株主間の公平性が保たれるように配慮し、かつ、担当上場会社の取締役会が当該上場会社の利益を図るよう指導及び助言しなければならない。</p> <p>2 J-Nomad は、当取引所の取引所金融商品市場としての機能の維持及び向上に努め、この規程、有価証券上場規程及び業務規程その他当取引所の規則を遵守しなければならない。</p>	
<p style="text-align: center;">第2章 J-Nomad の承認</p> <p style="text-align: center;">第1節 J-Nomad の承認基準</p>	
<p>（J-Nomad の承認基準）</p> <p>第3条 J-Nomad 資格の取得申請者は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>（1）J-Nomad の資格申請日以前2年間においてコーポレート・ファイナンス助言業務に関する事業実績があること</p> <p>（2）当取引所が承認した第8条に規定するJ-QEが3名以上いること</p> <p>（3）経営体制が適切であること</p> <p>（4）財務状況が健全であること</p> <p>（5）当取引所とともに当取引所の市場を運営するパートナーとしての意欲と能力を有していること</p> <p>（6）業務を公正かつ効率的に遂行できる体制を有する法人であること</p> <p>（7）担当上場会社に対してJ-Nomad として第11条に規定する契約を遵守できる体制を有していること</p> <p>（8）自社が業務を行う法域において、規制当局による適切な</p>	

<p style="text-align: center;">指定アドバイザー規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （指定アドバイザー規程施行規則で規定する主な内容）</p>
<p>監督を受けていること (9) 当取引所の市場の評価等を毀損するおそれがないこと (10) その他当取引所が必要と認める要件を満たしていること 2 前項第1号のコーポレート・ファイナンス助言業務に関する事業実績について、J-Nomad 資格の取得申請者は、日本の資本市場での経験及び知見を証明しなければならない。 3 第1項第3号に規定する「経営体制が適切であること」については、J-Nomad 資格の取得申請者の経営が当取引所の市場の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないこと等、当取引所の市場の評価と公正性が十分に確保されると見込まれる経営体制であるかどうかを勘案して判断するものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">第2節 J-Nomad の承認手続</p>	
<p>（承認申請） 第4条 J-Nomad 資格の取得申請者は、施行規則で定める「J-Nomad 資格取得申請書」を当取引所に提出するものとする。</p> <p>2 当取引所は、資格承認審査のため必要と認めるときには、J-Nomad 資格の取得申請者に対し施行規則で定める書類の提出を求めることができるほか、参考となるべき報告又は資料の提出その他資格承認審査に対する協力を求めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第4条第1項に規定する「J-Nomad 資格取得申請書」には、以下に掲げる内容が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。） (2) 本店及び主たる事務所の所在地 (3) 代表者名 (4) J-Nomad 資格の取得申請理由 (5) J-Nomad の業務執行に関する体制整備状況 (6) J-QE 資格取得申請対象者のリスト (7) 最近2年間のコーポレート・ファイナンス助言業務の実績 ・ 規程第4条第2項に規定する施行規則で定める書類は、以下に掲げる書類が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 定款 (2) 資格の取得申請に係る取締役会決議の写し（委員会設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面

指定アドバイザー規程（案）	備考 （指定アドバイザー規程施行規則で規定する主な内容）
	を含む） （３）事業報告書又はそれに準ずるもの及び同書類に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書 （４）その他当取引所が必要と認める書類
（承認審査） 第５条 当取引所は、前条第１項に基づき申請を受理した場合、第３条第１項に定める基準に照らし、 内閣府令 第７条の３に定める措置を踏まえ、J-Nomad 資格の承認審査を行う。	
（承認後の手続） 第６条 当取引所が、J-Nomad 資格の承認を行った場合、J-Nomad 資格の取得申請者は、新規登録料の納入及び施行規則で定める様式による契約書の当取引所への提出を、当取引所が指定した期日までに行うものとする。 ２ J-Nomad の新規登録料の額は、施行規則により定める。 ３ 当取引所は、この規程に基づき J-Nomad 資格を付与した場合には、資格取得申請者に J-Nomad 資格の取得を通知するとともに、その旨を公表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・規程第６条に規定する当取引所と J-Nomad の間の契約は、別記様式によるものとします。 ・規程第６条第２項に規定する新規登録料は、別途定めます。
第３節 J-Nomad の適格性要件の継続維持義務	
（J-Nomad 適格性要件の継続維持義務） 第７条 J-Nomad は資格取得以降においても第２章第１節に規定する基準を継続的に満たさなければならない。当取引所は、 J-Nomad が要件を満たしていないと認めた場合、第２５条の規定に従い、当該 J-Nomad の J-Nomad 資格を取り消すことができる。 ２ J-Nomad は、 担当会社 に対する義務を履行すべく、常時十分な人員を確保しなければならない。これには十分な J-QE を確	

指定アドバイザー規程（案）	備考 （指定アドバイザー規程施行規則で規定する主要内容）
保することが含まれる。	
第4節 認定上級責任者	
<p>（認定上級責任者） 第8条 認定上級責任者（この規程において「J-QE」という。） 資格取得申請の対象者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>（1）J-Nomad 又は J-Nomad 資格取得申請者の常勤の役職員であること</p> <p>（2）コーポレート・ファイナンス助言業務に関する通算3年以上の経験（J-QEの資格取得申請日以前から5年以内に限る。）を有していること</p> <p>（3）新規上場に係る業務及び上場会社の上場後の義務の履行に係る業務全体に十分な理解があること</p> <p>（4）J-QEとして関与する業務を通じて当取引所の市場の発展に貢献できる者と認められるものであること</p> <p>（5）J-Nomadとして関与する業務について、これを統括する立場にあること</p> <p>（6）当取引所の市場の評価等を毀損するおそれのないこと</p> <p>（7）自己が業務を行う法域において規制当局による適切な監督を受けていること（該当する場合）</p> <p>2 J-QEの資格取得申請対象者は、日本の資本市場での経験及び知見を証明しなければならない。</p> <p>3 J-QE資格の承認は、J-Nomad資格の取得申請者又はJ-Nomadより提出された施行規則で定める「J-QE資格取得申請書」に基づき行うものとする。ただし、当取引所が当該申請書の内容について確認する必要があると判断した場合には、J-QE資格取得申請対象者と面談することができるものとする。</p>	<p>・規程第8条第3項に規定する「J-QE資格取得申請書」には、以下に掲げる内容が含まれます。</p> <p>（1）申請対象者の役職及び氏名</p> <p>（2）J-Nomad又はJ-Nomad資格取得申請者の商号又は名称</p> <p>（3）J-QE資格の取得申請理由</p> <p>（4）申請対象者のコーポレート・ファイナンス助言業務の実績</p>

指定アドバイザー規程（案）	備考 （指定アドバイザー規程施行規則で規定する主な内容）
<p>4 J-QEは第1項各号に掲げる要件を継続的に満たさなければならない。当取引所は、J-QEがこれらの要件を満たしていないと認めた場合、当該J-QEのJ-QE資格を取り消すことができる。</p>	
<p style="text-align: center;">第3章 J-Nomadの義務</p> <p style="text-align: center;">第1節 一般的な義務</p>	
<p>（適切な経験と注意をもった行動） 第9条 J-Nomadは、この規程に規定する義務を履行すべく、常時必要な能力を維持し、適切な注意をもって行動しなければならない。</p>	
<p>（担当会社からの独立性の維持） 第10条 J-Nomadは、担当会社からの独立性を維持しなければならない。これには次の各号に掲げる事項を含むものとし、その取扱いについては、施行規則に定めるものとする。 （1）J-Nomadの役職員が担当会社の取締役を兼任していないこと （2）担当会社との利益相反がなく、利益相反を回避するための十分な社内及びグループ内の体制を維持していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規程第10条の適用にあたり、J-Nomadが担当会社との間で、独立性を保ち又は利益相反なしに行動できないおそれのある特殊事情がある場合、当取引所は、個々の事情に応じて、J-Nomadが適切に行動できるか否かの検討を行うものとします。その場合、J-Nomadは、例えば適切なチャイニーズウォールを敷く等により、担当会社との間で、独立性を保ち、かつ利益相反なしに行動するための十分な牽制・管理体制を備えていることを、当取引所に対して確信させる必要があります。 ・J-Nomadは、担当会社及びその支配又は関係を有する会社に対して、この規程に定めるJ-Nomadの義務の履行に関して利益相反とならない限りにおいて、J-Nomadとしての業務以外の役務を提供することができるものとします。
<p>（担当会社との適切な契約の締結） 第11条 J-Nomadは、担当会社との間で、J-Nomad及び担当会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規程11条に規定する、J-Nomadと担当会社との間の契約に含ま

<p style="text-align: center;">指定アドバイザー規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （指定アドバイザー規程施行規則で規定する主な内容）</p>
<p>社に関する権利義務についての適切な契約を締結しなければならない。この場合において、当該契約に最低限含まれるべき事項は、施行規則で定める。</p>	<p>れるべき事項には、以下に掲げる内容が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> （１）相手方から受領した情報の非開示及び不適切な利用の禁止 （２）規程に基づく義務を履行するために J-Nomad に生じる義務 （３）上場規程を遵守するために担当会社に生じる義務 （４）J-Nomad が規程に基づく義務を履行するために必要な担当会社の義務並びに担当会社の業務及び組織の変更等を J-Nomad に通知する担当会社の義務 （５）費用、通知及び契約解除等に関する事項 （６）J-Nomad と担当会社、例えば、担当会社の社内で指示を行える取締役と J-Nomad の間の連絡手続き （７）当該契約解消に係る J-Nomad 及び担当会社の事前催告義務（期間 1 か月以上）
<p style="text-align: center;">第 2 節 上場申請時の義務</p>	
<p>（上場適格性に関する調査・確認） 第 12 条 J-Nomad は、担当する新規上場申請者が、有価証券上場規程第 12 条に規定する上場適格性要件を満たしているか、また同規程第 2 章に規定する義務を満たしているかについて調査及び確認を行い、施行規則に定める「上場適格性に係る宣誓書」を作成のうえ、当取引所に提出しなければならない。</p>	<p>・規程第 12 条及び第 20 条で定める「上場適格性に係る宣誓書」は、別記様式によるものとします。</p>
<p>（新規上場に関する事務） 第 13 条 J-Nomad は、担当する新規上場申請者に対し、有価証券上場規程第 2 章に規定する新規上場申請者の義務について助言するとともに、同章の規定に従い新規上場に関する事務を行うものとする。</p>	

指定アドバイザー規程（案）	備考 （指定アドバイザー規程施行規則で規定する主な内容）
<p style="text-align: center;">第3節 上場後の義務</p>	
<p>（上場会社の履行すべき義務に関する調査等） 第14条 J-Nomad は、担当上場会社が有価証券上場規程第3章の規定に基づく義務を適切に履行しているか調査及び確認を行わなければならない。 2 J-Nomad は、担当上場会社が有価証券上場規程第3章の規定に基づく義務を履行するよう適切な助言及び指導を行わなければならない。 3 J-Nomad は、担当上場会社が前項に定める助言及び指導に従わない場合には、直ちに当取引所に報告するとともに、第11条で定める契約の解約について検討しなければならない。</p>	
<p>（上場会社の上場後の義務に関する事務作業） 第15条 J-Nomad は、担当上場会社の上場後の義務に関する事務を有価証券上場規程第3章の規定に従って行うものとする。</p>	
<p>（流動性プロバイダー） 第16条 J-Nomad は、担当上場会社が、自社の上場株券等の当取引所の市場における円滑な流通のため、流動性プロバイダーとして当取引所の取引参加者を確保できるよう、あらゆる合理的な行動をとるものとする。 2 当取引所の取引参加者である J-Nomad は、流動性プロバイダーになることができる。ただし、当取引所の取引参加者である J-Nomad が自ら流動性プロバイダーとならない場合及び J-Nomad が当取引所の取引参加者でない場合には、J-Nomad は、担当上場会社が流動性プロバイダーとして当取引所の取引参加者を確保できるよう、あらゆる合理的な行動をとるものとする。J-Nomad は、流動性プロバイダーである当取引所の取引参加者の業務が遂行されるよう支援するものとする。</p>	

指定アドバイザー規程（案）	備考 （指定アドバイザー規程施行規則で規定する主な内容）
<p>（アナリストレポート）</p> <p>第17条 J-Nomad は、アナリストレポート（担当上場会社に関する財務分析等を主な内容とする投資家向け配布書類）が広く発行されるようあらゆる合理的な努力を行うものとする。</p>	
<p>第4節 その他の義務</p>	
<p>（照会事項への回答）</p> <p>第18条 J-Nomad は、当取引所との連絡上便利な事務所1か所を当取引所からの通知を受ける連絡事務所として当取引所に届け出るものとする。</p> <p>2 J-Nomad は、前項の連絡事務所に、当取引所が行う照会に対する報告、その他当取引所との間の連絡に関する事項を担当する連絡担当者を1名選任し、当取引所に届け出るものとする。</p> <p>3 J-Nomad は、J-Nomad の業務の実施状況及び実施体制に関し、当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告しなければならない。</p> <p>4 J-Nomad は、この規程又は有価証券上場規程の適用又は解釈に確信を得られない場合、いかなる状況においても、早急に当取引所に助言を求めなければならない。</p>	

指定アドバイザー規程（案）	備考 （指定アドバイザー規程施行規則で規定する主な内容）
<p>（業務に関する記録の保管）</p> <p>第19条 J-Nomad は、J-Nomad としての業務に関して適切な記録を作成し、当該記録に係る担当会社への助言等を実施した日から5年間保管するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規程第19条に規定する記録を保管する必要がある事項とは、以下を含むものとします。 <ul style="list-style-type: none"> （1）担当会社との主要な討議 （2）担当会社に提供した助言・指導の内容
<p>（担当 J-Nomad の変更等の際の手続き）</p> <p>第20条 上場会社による担当 J-Nomad が新たに上場会社と第11条に定める契約を締結する場合、あらかじめ、当取引所にその旨を届け出るとともに、施行規則に定める「上場適格性に関する宣誓書」を提出しなければならない。</p>	
<p>（年間登録料の納入）</p> <p>第21条 J-Nomad は、施行規則で定める年間登録料を当取引所に納入するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規程第21条で定める年間登録料は、別途定めます。 ・上場会社が複数の銘柄を上場している場合には、それぞれ別の会社数として取扱うものとします。 ・年間登録料は、毎年12月末の上場会社数をベースに計算し、翌年3月末までに支払うものとします。
<p>（事前通知義務）</p> <p>第22条 J-Nomad は、あらかじめ次の各号に掲げる事象が見込まれる場合、当取引所に通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）合併、分割、事業譲渡、事業の譲受け、株式交換又は株式移転等の J-Nomad の支配構造又は組織構造に重大な変更をもたらす事象の決定又は発生 （2）役員の変更又は組織体制の大幅な変更の決定 （3）事業の停止又は廃止 （4）債務超過又はそれに類する事態に至る危険のある重大な財務の悪化 （5）その他当取引所があらかじめ事前の通知を要請した事項 <p>2 J-Nomad は、前項の通知を行う場合には、当取引所が必要</p>	

指定アドバイザー規程（案）	備考 （指定アドバイザー規程施行規則で規定する主な内容）
<p>と認める書類を提出するものとする。</p> <p>3 当取引所は、第1項各号の内容が当取引所の市場の適正な運営及び評価等に鑑みて適当でないとき認められるときは、第25条の規定に従い、J-Nomad 資格の取消し等の措置を講じることができる。</p> <p>4 J-Nomad は担当上場会社との間の J-Nomad 業務に係る第11条に定める契約を解約しようとする場合には、あらかじめ当取引所に通知しなければならない。</p>	
<p>（報告義務）</p> <p>第23条 J-Nomad は、事業年度終了後直ちに、当該事業年度における J-Nomad としての業務内容を、当取引所所定の様式で、当取引所に報告するものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、J-Nomad（当取引所の取引参加者である者を除く。）は取引参加者規程に規定する場合に該当するときは、直ちにその内容を当取引所に報告するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者規程に規定する場合としては、例えば以下の内容があります。 ・業務分掌の変更 ・定款の変更 ・大株主上位10名の変更 ・行政官庁からの処分 等
<p>第4章 適格性の確保</p>	
<p>（J-Nomad に対する調査）</p> <p>第24条 当取引所は、内閣府令第7条の3に定める措置を踏まえ、当取引所の市場の運営上必要があると認める場合は、J-Nomad に対し、当該 J-Nomad の業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当該 J-Nomad の業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を実地調査することができる。</p>	

指定アドバイザー規程（案）	備考 （指定アドバイザー規程施行規則で規定する主要内容）
<p>2 J-Nomad は、前項の規定による報告又は資料の提出の請求を受けたときは、直ちにこれに応じなければならない。</p>	
<p>（J-Nomad 資格の取消し等） 第 2 5 条 前条の調査の結果又はその他の事由により、当取引所が、J-Nomad がこの規程に定める義務を履行していない又は J-Nomad として適格でないと当取引所が認める場合、当取引所は、当該 J-Nomad の資格を取り消すことができる。</p> <p>2 前項のほか、当取引所は、J-Nomad がこの規程その他当取引所の規則に違反したと当取引所が認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができる。</p> <p>（1）公表を伴わない警告措置 （2）公表を伴う警告措置 （3）違約金の賦課措置 （4）資格の一時停止措置（当取引所が認めるまでの間、新たに上場会社との間で第 1 1 条に定める契約を締結することができないようにする措置をいう。）</p> <p>3 当取引所は、前項に基づき違約金の賦課措置又は資格の一時停止措置を講じる場合において、当取引所が必要と認める場合には、その事実を公表することができる。</p> <p>4 当取引所は、第 1 項又は第 2 項に規定する措置を実施する場合には、あらかじめ J-Nomad に対して措置の内容及び理由を通知する。</p>	<p>・施行規則においては、警告措置等を講ずる場合の手続きを規定するものとします。</p>
<p>（異議の申立て） 第 2 6 条 J-Nomad は、前条に基づく措置について不服があるときは、前条第 4 項の通知を受けた日から 1 0 営業日以内に、施行規則で定めるところにより、当取引所に対し書面をもって、理由を示して、異議の申立てを行うことができる。</p> <p>2 当取引所は、前項の異議の申立てを受理した場合において、前条に基づく措置を変更し、又は取り消すことが適当である</p>	

<p style="text-align: center;">指定アドバイザー規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （指定アドバイザー規程施行規則で規定する主な内容）</p>
<p>と認めるときは、直ちに前条に基づく措置を変更し、又は取り消すものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">第 5 章 資格喪失の申請</p>	
<p>（認定上級責任者資格喪失の申請） 第 27 条 J-QE が J-QE 資格を喪失しようとするときは、当該 J-QE の所属する J-Nomad は、施行規則で定めるところにより、当取引所に J-QE 資格の喪失の申請を行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第 27 条の資格の喪失申請は、J-Nomad が、以下に掲げる事項を記載した資格喪失申請書を当取引所に提出して行うものとします。 <ul style="list-style-type: none"> （ 1 ） J-Nomad の商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。） （ 2 ） J-QE の氏名 （ 3 ） J-QE 資格の喪失申請理由
<p>（J-Nomad 資格喪失の申請） 第 28 条 J-Nomad は、J-Nomad 資格を喪失しようとするときは、施行規則で定めるところにより、当取引所に資格の喪失の申請を行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第 28 条の資格の喪失申請は、資格の喪失申請者が、以下に掲げる事項を記載した資格喪失申請書を当取引所に提出して行うものとします。 <ul style="list-style-type: none"> （ 1 ） 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。） （ 2 ） 本店又は主たる事務所の所在地 （ 3 ） 代表者名 （ 4 ） 全 J-QE の氏名 （ 5 ） J-Nomad 資格の喪失申請理由 ・ 前項の資格喪失申請書には、以下に掲げる書類を添付するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> （ 1 ） 資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し（委員会設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。） （ 2 ） 資格の喪失に係る日程表 （ 3 ） 担当上場会社の取扱いについての資料 （ 4 ） J-Nomad 資格の譲渡に関する契約書等の写し（J-Nomad 資

指定アドバイザー規程（案）	備考 （指定アドバイザー規程施行規則で規定する主な内容）
	<p>格の譲渡又は合併若しくは分割によるJ-Nomad資格の承継を行う場合に限る。） （５）その他当取引所が必要と認める書類</p>
<p>（J-Nomad 資格喪失の際の手続） 第 29 条 当取引所は、J-Nomad が J-Nomad 資格を喪失（取消しによる喪失を含む。）したときは、直ちに、当該資格の喪失について公表する。</p>	
<p style="text-align: center;">第 6 章 定義</p>	
<p>（定義） 第 30 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>（１）株券等 金融商品取引法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する株券及びこれと同様の性質を有すると認められる有価証券をいう。</p> <p>（２）コーポレート・ファイナンス助言業務 新規上場及び上場後の義務履行を含むコーポレート・ファイナンス及び資本市場での利用についての企画及び実行に関する助言を提供する業務をいう。</p> <p>（３）J-QE 第 8 条に規定する J-QE をいう。</p> <p>（４）J-Nomad 第 1 条に規定する J-Nomad をいう。</p> <p>（５）上場会社 当取引所に上場している株券等の発行者をいう。</p> <p>（６）新規上場申請者 株券等の新規上場を申請する当該株券等の発行者をいう。</p> <p>（７）担当会社 担当上場会社、及び J-Nomad との間で第 11 条に定める契約を締結している新規上場申請者をいう。</p> <p>（８）担当 J-Nomad 上場会社又は新規上場申請者との間で第</p>	

指定アドバイザー規程（案）	備考 （指定アドバイザー規程施行規則で規定する主な内容）
<p>11条に定める契約を締結している J-Nomad をいう。</p> <p>(9) 担当上場会社 J-Nomad との間で第11条に定める契約を締結している上場会社をいう。</p> <p>(10) 内閣府令 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）をいう。</p> <p>(11) 流動性プロバイダー 上場会社の発行する株券等の売買を円滑にするために、有価証券上場規程第31条に基づき、当該上場会社から指定を受けた当取引所の取引参加者をいう。</p>	

以 上

有価証券上場規程及び指定アドバイザー規程に基づく J-Nomad による上場適格性に係る宣誓書

J-Nomad のフルネーム

新規上場申請者又は上場会社（該当する場合）のフルネーム（以下、「申請会社」という。）

本宣誓書が適用される有価証券の詳細（ex.発行株式数、株式の種類、1単元の株式数）

上場予定日（該当する場合）

弊社は、申請会社に対して、必要にして十分な注意を払い調査・確認を行い、指定アドバイザー規程及び有価証券上場規程に規定されている全ての関連事項を検討いたしました。その中で弊社は、申請会社が、この申請に関し、有価証券上場規定第2章に規定されている新規上場に必要な要件及び義務を満たしていることを、弊社の合理的な判断において、確認しています。弊社は、申請会社が有価証券上場規定第12条に規定する上場適格性を有することをここに宣誓いたします。

(1) 申請会社が、適切な取締役及び取締役会を有し、投資者及び市場に対し公正誠実に行動し、かつ当取引所金融商品市場の評価を害さず、よって当取引所に上場するに相応しい会社であることを、弊社が合理的に確信していること	適合・不適合
(2) 申請会社が、事業を安定的かつ公正、忠実に遂行しており、これが継続すると見込まれること	適合・不適合
(3) 申請会社が、適切かつ効果的なコーポレート・ガバナンス、財務報告、監査報告及び内部管理の体制（この規程を遵守することを含む）を整備しており、それが機能していること	適合・不適合
(4) 申請会社及びその提出する特定証券情報等が、有価証券上場規程その他関係する法令等を遵守しているとともに、申請会社が、この規程に基づく継続的な開示義務を履行できる体制を整備していること	適合・不適合
(5) 申請会社が反社会的勢力との関係を有していないこと	適合・不適合

担当認定上級責任者 役職氏名¹

¹ 担当認定上級責任者については、申請会社ごとに1名以上選任していただきます。

本宣誓は、弊社を代表し以下の者が行います。

（署名）

氏名